

令和6年12月20日

報道各社 御中

山梨県農業共済組合

令和6年産果樹共済（ぶどう、もも）の共済金支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）は令和6年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	R6	293	91,688,300
	（参考）R5	354	126,838,500
	対比	82.8%	72.3%
もも	R6	42	6,350,300
	（参考）R5	54	7,891,000
	対比	77.8%	80.5%
合計	R6	335	98,038,600
	（参考）R5	408	134,729,500
	対比	82.1%	72.8%

※りんご、かきについては翌年1月に決定し、支払われる予定です。

令和6年産のぶどう・ももの共済金支払総額は、9,800万円余りとなり、過去10年間で8番目に多い支払額となった。

ぶどうの共済金は、ぶどう・ももの合計の約93.5%を占めている。7月中旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨による裂果や病害、6月下旬以降の高夜温による着色不良などが発生し、過去10年間で8番目に多い支払額となった。

ももについては、6月中旬以降の急激な降雨による裂果や、6月下旬から8月にかけて高温・乾燥状態で推移したことによる着色不良が発生し、過去10年間で9番目に多い支払額となった。

2 支払年月日 令和6年12月20日から

3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは令和6年産果樹共済に加入し、一定の減収割合に達した組合員が対象となります。

基準となる収穫量に対し、加入者が選択した支払開始割合（3割、4割、5割のいずれか）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

4 主な被害の概況

(1) ぶどう

今年のぶどうにおいては、5月上旬以降の天候不順により病害や花振るいが発生した。また7月中旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨により裂果が発生した。主な被害については以下のとおりである。

① 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕7月中旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨により、大房系（巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、甲斐路等）に裂果が発生した。

② 天候不順・高温害等

〔内容〕5月中旬から6月下旬にかけて天候不順となり、この時期に開花期を迎えていた地域で花振るいが発生した。

また、6月下旬から9月中旬の期間の高夜温により、この時期に着色期を迎えていたデラウェア、大房系（巨峰、ピオーネ等）で着色不良が発生した。

③ 病害

〔内容〕5月上旬から9月上旬の降雨により、病害防除の十分な効果が得られなかった園では、^{おそぐされびょう}晩腐病やべと病などが発生した。

(2) もも

今年のももについては、6月下旬から8月下旬の高温により着色不良が発生した。また、6月中旬以降の降雨により、裂果が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 高温害

〔内容〕6月下旬以降は高温であったため、着色不良が発生した。

② 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕6月中旬以降の急激な降雨により、裂果が発生した。

③ 風害

〔内容〕5月中旬以降の強風により、傷果等が発生した。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去 10 年の支払共済金との比較
ぶどう	令和 6 年産のぶどうの支払共済金は、過去 10 年間で 8 番目に多い支払額となった。ぶどうの過去 10 年間の平均額（約 16,500 万円）を下回る額となった。
もも	令和 6 年産のももの支払共済金は、過去 10 年間で 9 番目に多い支払額となった。ももの過去 10 年間の平均額（約 3,800 万円）を大きく下回る額となった。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 農家単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、令和 7 年産の半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に令和 8 年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

いずれも農家単位で補償し、加入できる樹種は、ぶどう、もも、すもも、りんご、かきの 5 つです。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

お問合せ
山梨県農業共済組合 本所（NOSA I 山梨）
TEL 055-228-4711 事業 2 課